

随時監査の結果

1 実施理由

市の歳入に係る納付書発送事務において、国民健康保険税は平成 25 年度から全期分の納付書を第 1 期の納付書発送時にまとめて送付する方式（以下「一括方式」という。）に変更した。しかし、個人市民税を始めとする他の各費目は、従来どおり期別ごとに納付書を発送する方式（以下「期別方式」という。）を継続していた。

納税者である一般市民目線から見ると、同じ市長名で発送される納付書の発送方式が費目により異なることに対し疑問を感じ、随時監査を実施することとした。

2 監査期間

平成 26 年 5 月 2 日から同年 6 月 16 日

3 監査対象事務

以下の所管課の歳入に係る平成 25 年度の納付書発送事務

- ・総務部税務課 個人市民税・固定資産税・都市計画税
- ・健康福祉部保険年金課 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
- ・健康福祉部長寿課 介護保険料
- ・環境部ごみ減量課 し尿処理手数料
- ・上下水道部下水道管理課 下水道事業費受益者負担金
- ・建設部建築課 住宅使用料

4 監査の方法

上記の所管課に対して、納付書の発送件数や徴収実績等を把握し、それぞれ次の内容について聴取した。

- (1) 国民健康保険税を所管する保険年金課については、発送方式を「変更した理由」と、その場合の事務手続きについて
- (2) その他の課については、発送方式を「変更しない理由」と、その場合の事務手続きについて

5 監査の結果

(1) 現 状

西尾市及び近隣市の各歳入に係る納付書の発送方式は、次表のとおりであった。

西 尾 市			西三河8市の状況
費 目	調定額	発送方式	
個 人 市 民 税	16,951	期別方式	すべて一括方式
固定資産税・都市計画税	14,814	期別方式	すべて一括方式
国 民 健 康 保 険 税	4,845	一括方式	7市が一括方式・1市が部分的に一括方式
後期高齢者医療保険料	1,269	期別方式	7市が一括方式・1市が期別方式
介 護 保 険 料	1,995	期別方式	7市が一括方式・1市が期別方式
し 尿 処 理 手 数 料	38	期別方式	料金の徴収制度自体が異なり、比較不可。
下水道事業費受益者負担金	362	期別方式	5市が一括方式・3市が期別方式
住 宅 使 用 料	163	期別方式	7市が期別方式・1市が部分的に一括方式

※ 調定額は調査日現在である。(単位：百万円)

(2) 国民健康保険税を所管する保険年金課が発送方式の変更において実施した主な事務手続きは、次のとおりであった。

- ア 国民健康保険運営協議会に仮算定の廃止について諮問し承認される。(H24.7)
- イ 西尾市国民健康保険税条例一部改正が平成24年9月議会で可決される。
- ウ 納付書の発送方式の変更を決定し、他課へ連絡する。(H24.12)
- エ 納付書の発送方式の変更を広報にて市民へ周知するとともに、一括方式にて納付書を発送する。(H25.7)

(3) 発送方式を変更しなかった所管課の一部では、次のような状態が見受けられた。

- ア 合併を機に平成23年度から、一括送付への変更を検討したが変更に至らず。
- イ 国民健康保険税が発送方式を変更することを機に、再度検討したが収納率の低下や、督促状発送件数の増加を懸念し、変更には至らず。
- ウ この場合、「課内限り」として判断したので、検討した稟議書等の記録についての保管は一切ない。

6 監査委員の判断

監査の結果、発送方式を変更しなかった各課においても、それぞれ変更の是非について検討されていたことは認められた。今後とも管理者は、常に市民感覚を踏まえた考え方と、縦割り排除、全庁的な取り組み姿勢に配意し、再度検討をされたい。